

会議録

会議の名称	西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会 第6回
開催日時	平成30年1月26日（金曜日）午後7時から午前9時まで
開催場所	田無庁舎2階 202・203会議室
出席者	部会員：荒牧部会長、早乙女部会員、長倉部会員、林部会員、古川部会員、保谷部会員 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、保育課主幹 岡田、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、子ども家庭支援センター長補佐 金谷、子育て支援課調整係 栗林、八巻 欠席者：菅野部会員、浜名部会員
議題	1 報 告 (1) 「子どもヒアリング」の途中経過について (2) 他自治体の相談・救済機関の視察報告について 2 内 容 (1) 子どもの意見聴取について ・アンケート結果のクロス集計について (2) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について ① 条例の項目について ② 「相談・救済」について ③ 「居場所づくり」について (3) 今後のスケジュールについて
会議資料の名称	資料1－1 （仮称）子ども条例に関する「子どもの意見聴取」途中経過について 資料1－2 子どもヒアリングまとめ（放課後キッチン・ごろごろ） 資料1－3 子どもヒアリングまとめ（こども日本語教室） 資料1－4 子どもヒアリングまとめ（ココスポ東伏見） 資料2－1 目黒区 子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」視察報告について 資料2－2 世田谷区 「せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）」視察報告について 資料3 子どもの意見聴取 【小学校】【中学校】【高等学校】について 資料4 （仮称）子ども条例の項目について（素案） 資料5－1 （仮称）子ども条例における子どもの救済機関について 資料5－2 権利救済機関に関する自治体比較 資料6 【子どもの「居場所づくり」】西東京市の取組について 資料7 （仮称）子ども条例検討専門部会スケジュール（案）
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
1 報 告 (1) 「子どもヒアリング」の途中経過について ○荒牧部会長：	

事務局から説明をお願いします。

(資料1-1～1-4について事務局から説明)

○事務局：

資料1-2～1-4には、子どもの抱える深刻な悩みや不安も記載されている。プライバシーに関わるものもあるため、不開示の資料とさせていただく。議事録の作成についても関連する内容は伏せさせていただくので、ご了承いただきたい。ヒアリング終了後には最終的なまとめ資料をお示しする。

資料1-1の1ページ目の3にはヒアリング対象の団体と実施日を載せている。ヒアリングは1月末か2月初めに終了する予定である。

資料1-2は放課後キッチンごろごろのヒアリングのまとめで、ヒアリング件数は15件である。こちらは子ども食堂で、子どもたちが集まって放課後を過ごすとともに夕食を提供するという活動をしている。ヒアリングの日は冬休み期間の年末で、本当に支援が必要な子どもたちが集まってくるとスタッフから聞いていた。

資料1-3はこども日本語教室のヒアリングで、教室を主宰しているNIMICの方にお手伝いいただきながら小学校部門と中学校部門で話を聞いてきた。件数は8件である。日本語がまだうまく話せない子どもたちに聞き取りを行なっているので、一部質問内容を変えている部分もある。

資料1-4はココスポ東伏見で、フィジカルトレーニングの実施日に高校生世代6人に聞き取りを行なった。サッカーを主にやっている子どもたちが体幹を鍛えるためにトレーニングに通ってきている。なかなか高校生世代に話を聞く機会がないということだったので、林部会員のご意見をいただきながらヒアリングを行なってきた。

○荒牧部会長：

林部会員は、感想等はあるか。

○林部会員：

それぞれ特色のある場所なので、それぞれに応じた形で子どもの反応、子どもの声が聞けたのではないかと考えている。いずれも、そこに来ることが目的となって、それを楽しみにしているところがすごくあると感じている。

子どもの権利条約について聞いている中で、前回のこの会議でも、子どもから「生存・発達・保護の部分が必要だ」という意見があるということがあったが、今回話を聞いた高校生からは、参加も大事だという声があった。自分の意見を言ったり話したりする機会があまりないが、そういうことを言っていくことが大事なんだということが出てきていた。特にちょうど私が聞き取った中で、大事だと思うけれども言ったことがない、意見表明をあまりしたことがない、と言うので理由を聞いたら、やり方とか方法とか機会を知らないから、ということだった。そういう意味では、もっと子どものときから自分の意見を伝える方法、言う機会、場面をきちんと設けていくことがすごく大事だと感じている。今日は資料が出ていないが、先日、児童館の夜間開館時に行なったヒアリングでも、意見表明の部分を大事だという中高生世代がいたので、そこを条例に盛り込むときに、実際それができる機会を後押ししていくような形の取組みが必要なのではないかと感じた。

○荒牧部会長：

古川部会員はいかがか。

○古川部会員：

キッチンごろごろにご一緒させていただいた。かわいい子どもたちと話ができて本当に楽しかった。そういう中でもいろいろ内に秘めたものがあるんだろうなというのはあった。全体的に見ると、権利は全部大切といいながらも、年齢によっては、意見を言っていく場面を求めていると感じた。

もうひとつは、「守られていないと思うこと」で、共通して多かったのが保護であった。それはなぜかと聞くと、虐待のニュースをたくさん耳にしている、そういうことをするのはひどいと思う、等とどの年齢の子も敏感に語っていたので、そのあたりを大人がしっかりとやっていかななくてはいけないと改めて感じた。

○荒牧部会長：

保谷部会員は何か感じたことはあるか。

○保谷部会員：

守られていないもので「保護」を選んだのが66.7%ということで、子どもたちは漠然とだが、自分たちに対して危機的な状況があるということがわかっているんだと思う。それは自分ではなくて友だちを見ていて感じるとかもあると思う。私の学校はヨゼフホームを抱えている地域で、子どもたちが、区別をしない・差別をしないという点ではとてもすばらしく育っている。その反面、いろいろなことを見てきていて、虐待されてきたことなどもたぶん親御さんたちと話もするのだろう。そういう中ですごく危機的な意識を持っているのではないかと思う。

もうひとつ気になったのが、「自分は他人と違うか」という質問に対して、違うと思っていて、悩んでいるというのが意外と多い。これは発達部分のいろいろな障がいとかもあると思う。人と比べて自分は人の話が聞けないとか、皆の言っていることの意味がわからないとか、しゃべるとおかしなことを言ってしまうとか、そういうことで悩んでいる子どもがたぶんいるだと思う。通常学級で6%といわれているので、どのクラスにも2～3人いる。特別な支援を必要とするお子さんも増えているので、そういう子どもたちをどう守っていくかということもすごく大切なのではないかと思う。

○古川部会員：

保谷部会員の捉え方も十分にあると思う。もうひとつの側面として、他人と違うと感じるところはありますかと私が質問したときに、プラスの意味で「そりゃそうだよ、同じじゃないもん。」とに答えている子どももいたので、聞取りの仕方とかその場の雰囲気とかいろいろあるかもしれない。両面で考えていくといいのかなと思う。

○荒牧部会長：

学校教育でも違いを大切にというのは結構やっているのではないか。

こども日本語教室は、全体では25人くらい通っているのか。

○事務局：

小学生の部で約15人くらいで、中学生の部で11人いる。

○荒牧部会長：

そのうち8人が答えていて、設問5 自分のことが好きが50%、少し好きが12.5%、普通が37.5%、あまり好きではない・好きではないが0というのは、多文化共生センターの取組みがそれぞれを大切にしている部分を反映していると見てよろしいか。

○事務局：

昔こども日本語教室に聞取りをしたときには、自分のことをあまり肯定的に思えないという子どもの意見があったが、もしかしたらこの10年の間に周りの捉え方や、学校での教育という部分で受け入れられる環境というのが徐々に整ってきたのかもしれない。

○荒牧部会長：

共生センターのスタッフにも聞いておいてほしい。非常に重要な部分だと思う。

では、更にヒアリングを続ける中で、子どもたちの声をできる限り反映したものにしていきたいと思う。それでよろしいか。

(異議なし)

(2) 他自治体の相談・救済機関の視察報告について

○荒牧部会長：

それでは視察報告について、事務局から説明をお願いします。

(資料2-1、2-2について事務局から説明)

○事務局：

救済機関の役割については各自治体によって様々なので、事務局で2施設について、世田谷区と目黒区を訪問して話を聞いてきた。

当初我々が想像していた「相談機関をコントロールする」という役割ではなく、その他の機関と同列にありながら子どもが相談しやすい場所になっている。

○荒牧部会長：

他自治体の相談救済機関については、この西東京市の条例内容を検討するときに参考にしてもらいたいと思う。

目黒区と世田谷区の決定的な違いは、世田谷区の場合は基本的に自分たちのところで問題を解決して、必要な場合につないでいく。目黒区の場合は基本的に相談業務が主で、実際に自分たちのところで問題を解決するというよりも、ほかのところににつないでいく。条例上は同じような仕組みだが、実際の運用では決定的に違う。どちらが有効に機能しているかははっきりしている。今我々がもし東京都内の例を参考にするなら、世田谷区を参考にして、検討することになると思う。

これは事務局がいろいろ資料も出しているので、あとのところで検討したい。

2 内 容

(1) 子どもの意見聴取について

・アンケート結果のクロス集計について

○荒牧部会長：

先ほどの、子どもの声をどういうふうに生かすかというところで、西東京市で既に調査をしているものがあれば、使えるものは使っていく。子どもたちや保護者・教職員を対象にした調査はいろいろあるので、我々はできるだけヒアリングを主にしながら、各委員が関係している子どもたちの声も踏まえて進めていくという方針でやっている。

そういうなかで、教育計画を作るにあたって西東京市がアンケート調査をした中間報告書が出ているので、これについて簡単に説明をしてもらったあと、どういうふうに生かすかという議論をしたいと思う。

(資料3について事務局から説明)

○事務局：

教育委員会が行なった西東京市教育に関するアンケート調査の中間報告書が出た。

調査対象は小学生・中学生・青少年・一般市民となっている。青少年・一般市民は郵送で、小学生・中学生は学校を通じて行なっている。内容は、報告書の2ページ以降に各世代別の調査という形で載っている。

資料3には、子どもの意見表明・参加、居場所、自己肯定感という項目に対応するアンケートの設問番号を入れてある。今読み込んでいただくのはなかなか難しいところではあるが、クロス集計をかける項目などについて、ご議論いただきたい。

○荒牧部会長：

これは中間報告ということだが、分析がこれからで、回収率とかはこのままか。

○事務局：

分析された最終的な報告書は、1月末に教育計画の内容を検討している委員会に出すという話を聞いている。

○荒牧部会長：

回答率は基本的にはあまり動かないということか。というのは、小学校76.2%、中学校が57.8%で、一斉配布・一斉回収にしてはちょっと低い。一般的には30%前後でやるのだが、青少年調査が22.0%というのも、回収率としてはちょっといかがか。

○事務局：

未集計部分もあるような書き方がされているので、確認をしておく。

○荒牧部会長：

そこはお願いしたい。

小・中・青少年の同じような項目で、ある程度特徴的な差異があるところをピックアップしておくといいのではないかなと思うが、さっと見ていかがか。

例えば、小学生・中学生は結構同じ項目が並ぶが、青少年には「自分が好きか」という項目がない。「自分が好き」なのは、小学生は高く中学生がちょっと減る。

「困っていること」は、小学生では「特にない」が一番多い。そして「嫌な友達がいる」、「トイレ等施設がきたない」が続く。「授業がわからない」は、小学生はわずか

7.3%だが、中学生になると20.7%になる。「教室やトイレなどの施設がきたなくて古い」というのは小中いずれも非常に高い。

「学校や先生に望むところ」は、中学生は「先生にはみんなに平等に接してほしい」というのが結構高い。「悩みや意見をじっくり聞いてほしい」というのは小・中学生ともに低い。

子どもたちがどういうふうにいるか、出てるものがいろいろとあると思うので、青少年と比べて大きな差があるところを示してくれていると、皆さんが検討しやすくなるのではないかと思う。

何か、このあたりでクロスをかけてほしいとか、このあたりは注意して検討しておいてもらいたいというのはあるか。

○保谷部会員：

平等に接してほしいというのは小・中学生合わせて高い。子どもたちはそこをすごく大事にしている。ただ難しいのは、何が平等かという話で、自分の都合のいいような平等観であったりもするので、気をつけなくてはいけないところだ。ただ確かに、平等でないのではないかと思うようなところも、教師の方にあることもある。

私がこれを見て驚いたのは、意外と先生と遊んだり話したりしてほしいんだなというところで、この時間が意外とないというのがここに出ている。今働き改革といわれているが、学校はものすごく忙しい。中学はもっと忙しいのではないかと思う。本当は、我々に子どもの心の言葉を聞いてあげられる余裕があればいいが、それが無いのが現実なのかなと思う。

○林部会員：

今の話で、「授業以外のところで個別に先生に教えてほしいことがありますか」というのが、小学生は14.4%で、中学生になると24.0%と上がってくるのを見ると、小学生の方はまだ向き合っているかなというのと、中学校になると先生との関係とかいろいろとあるなかで、でも向き合ってほしいと思っている子はいるんだというのは見える。

○古川部会員：

中学だとどうしても教科の先生になってしまうので、担任かどうかというものもあるのではないかな。

私は、「行事が楽しくなるようにしてほしい」というのが結構多くて、学校とか他人が行事を楽しむのではなくて、自分たちが行事を楽しむしていくという主体性が欠如しているのが現れているのかもしれないと思う。受け身な感じがある。時間的なこととか、いろいろな条件はあると思うが、主体的に動く事の喜びとか楽しさとかを味わえ、かつ、そういう感情をもつ事に対し、賞賛するような雰囲気があるといいと感じた。

○荒牧部会長：

ほかに、気がついたところがあったら、また事務局等に知らせていただいて、できる限り子どもたちの意識や要望を踏まえて進めていきたいと思う。

○林部会員：

1 月末に出る最終報告の中では、教育委員会でもクロス集計とか分析はする予定なのか。それともこういう形で出ただけなのか。教育委員会がどういう報告を行なうのかと、同じアンケートを使ってこの審議会が独自の分析での解釈をどこまでできるのかというのもある。

○事務局：

最終的な報告書では、教育計画に関する部分で必要な部分のクロスを出すという話を聞いた。それ以外の部分で集計をかけたい条件があれば、報告書には載らないが、情報はもらえると聞いている。

○荒牧部会長：

ということなので、こちらの方が自由に使っていいのではないか。

○林部会員：

教育委員会が最終的な報告をどう出すのかわからないので、見ないとなんとも言えない部分だが、教育委員会と全く違うことをするわけにもいかないと思うので、そこを見ながらかと思う。学校側に働きかけをする必要が何らかの形で出てくるとは思うので、結果を見ながらどうアプローチしたらいいのかというのは、保谷部会員のほうが詳しいのか。

○荒牧部会長：

今日はこの調査に関わっている教育委員会の人はいるか。

○事務局：

今日はいない。

○荒牧部会長：

最終報告をもらって見た上で、クロスをかけたり比較をしたりというのはこちらの方でやってもいいということなので、分析の結果でどこまで活用するかの違いは出てくるとは思う。

(2) (仮称) 子ども条例に盛り込む内容について

① 条例の項目について

○荒牧部会長：

条例に盛り込む内容について、これまでの審議を踏まえた上で、資料4を用意した。私の方から説明する。

この部会は、西東京市の子どもが悲惨な状況にあって権利を侵害されているということを出発点とするのではなくて、よりよく生きていけるように、生活していけるようにということで進めている。ただし、この間西東京市で起こっている事件等について重く受け止め、生かしていくということを前提にしながら、総合的な条例にしていくということと、できるだけわかりやすい規定、文章にすること、行政や関係機関・施設、市民・NPO等の連携が進むようにしていくということで、条例を検討していこうということだった。

前文を入れるかどうかという問題は勿論あるが、入れるとすると条例の基本的考え方や、子どもや市民へのメッセージ、これは、一方的に大人から子どもに対するメッセージというよりは、子どもからのメッセージも含めたもので、西東京市として、子ども施策を、あるいは子どもにやさしいコミュニティ・社会を、地域をどういうふうにつけていくのかという、子どもの問題に対する基本的な考え方を示していくことになる。

通常、総則は入る。条例の目的とか定義、市や大人の役割というのは必ず入る。こういう規定はあまり変わらない。1の(3)の③関係機関・施設・市民等との連携を、ここに入れるか条例の推進のところにを入れるかという問題はあるが、連携の問題は通常総則のところで入れる部分があるのと、都や国との連携も必要なので、そういうのも総則に入れるということだろうか。

次に【案1】と【案2】があるが、【案1】の場合はいきなり子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進のために必要な項目をピックアップしている。今までの議論で出ているのは、子育て家庭への支援、いじめ、虐待、健康や環境づくり、子どもの意見表明・参加、子どもの居場所づくりである。こういう子ども施策を進めていく上で必要な、また子どもにやさしいまち・コミュニティを作っていく上で必要な部分を、できるだけ項目を少なくしてピックアップして規定をする。勿論、これだけに取り組むということではなくて、こういうことを主に取り組むという表明であるが、これを形にしていけるのが【案1】である。

【案2】は、【案1】を二つに分けて、子どもの生活の場面での子ども支援や、子どもに関わる人たちの支援を明示する。親・保護者の役割というのは勿論果たしてもらう前提だが、それを果たせるように支援が受けられるということである。更に、育ち学ぶ施設も同様である。育ち学ぶ施設の役割というのは非常に大きい。その役割が果たせるように保育士や教職員等がちゃんと支援を受けられるという認識を明示して、その上で子ども施策と子どもにやさしいまちづくりというものを推進していく。この間のヒアリング等にもあったが、やはり虐待・いじめというのがずっと前から問題になっているし、国も法律を作って対応しているにもかかわらず、十分ではない。それから、子どもの格差・貧困問題というのはこれからますます課題になってくるので、この(1)虐待への対応、(2)いじめへの対応、(3)子どもの貧困問題への対応という、今日的な、古くて新しい問題についてピックアップする。その上で健康や環境、居場所、意見や参加を入れる。あと、ヒアリングでも明らかなように、子どもの権利・子どもの権利条約について十分に知られていない状況の中で、自分たちの権利について認識することが、主体性とか、意見表明・参加、あるいは助けてほしいというような行動に結びつくという結果が出ているので、こういうものをあらためて入れる。それから、マイノリティ対応について、いろいろなマイノリティに対して個別に応じた支援を規定に入れるかどうかという問題もある。

相談・救済については、これも何度も言っているが、第三者機関を作ってそこで救済活動までしていくということについては、根拠規定を持たないと、その権限、活動、あるいは独立性とかが担保されないというのがあるので、独立した章で入れたらどうかということである。

推進と検証については、条例は基本的な考え方や原則を書くものなので、施策について書き込みすぎると、かえって融通が利かなくなる。それを具体化するために計画を作るのだが、ご存知のように、子どもに関わる計画はたくさんある。先ほどの教育計画も独自に作るだろうし、西東京市の場合は子育て・子育てワイワイプランがあるので、こ

のプランの中に条例に関わる部分を明示して、総合的に推進してもらう方が有効ではないかというのが現時点の見解である。

推進体制については、庁内の推進体制、条例に対する啓発、あと子どもにやさしいまちのメルクマールからすると子どもの実態把握をどういうふうにしていくのかという問題がある。行政と、市民・NPO・関係機関との連携はずっと昔から言われているが、現実には連携をする手立てとして基になるものが十分でない。部署間の連携も十分ではない。貧困問題は主にここ、いじめの問題は主に教育委員会、などとなっていて、関係各所には十分に問題が共有されていないという部分がある。当然、プライバシーの問題や個人情報保護の問題があるので、どこまでを実態として示せば、関係機関・施設と市民・NPO等と連携できるのかは、いろいろ模索しないといけないと思うが、こういうものを入れるかどうかという問題がある。

検証システムも導入する必要があるが、これをどうするか。西東京市をはじめとして、自治体の審議会はいっぱいある。そこにもうひとつ重ねるのか、それとも子ども子育て審議会の中で専門部会を作ってやっていくのか。その場合は、独立性とか専門性とかが重要になってくる。

仕組みとしては、PDCAが必ずしも一番いいとは思っていない。PDCAというのは、もともといかに人と物とお金を効率よく使うかというところで導入されたシステムで、PDCAのサイクルをあまり強調すると、PDCAに合わせたプランになる。実際そうになっているものが圧倒的に多いし、Cのチェックというのが形式的になる。それは国がもう典型的で、本当に形式的である。そういう中で、検証システムをどうやってやっていくかは非常に重要で、ここに専門性と子どもを含めた市民・NPOのいろいろな意見というのを入れて、どういうふうに検証していくかを考えたときに、必ずしも子ども子育て審議会がふさわしいものではない。かといって、独自にまたひとつ審議会を増やせばいいのかという問題もあって、これをどうするかも検討課題ということである。

ただ項目としては、推進するための計画、推進するための庁内の体制等と、どういうふうに条例が実施されているかチェックする検証の仕組みというのは、条例に盛り込んだ方がいいのではないかと、これまでの意見を聞きながら、項目立てた。実際は、項目はたいしたことはなくて、中身としてどこまで盛り込むかということが非常に重要になってくると思う。

今回は第一次素案として出した。これからそれぞれの項目について意見をもらった上で、次回以降も素案を出していく。会議を重ねるにつれて、段々要綱案に近い形にしていければと思っている。

今日はとりあえず、項目的にこれでいいかどうか。もっと検討した方がいいこととか意見を出していただいた上で、相談・救済とか、西東京市における居場所の取組みとか、そういうのを基にしながら検討していくということになる。

まず項目的には如何か。【案1】と【案2】のどちらの方向で次回作っていくかということについても、ある程度ご意見をいただければと思っている。

○林部会員：

【案2】のほう詳しく内容が書かれているということか。

○荒牧部会長：

詳しいというか、基本的な考え方として、子どもに関わる人たちへの支援をちゃんと

打ち出す。それぞれの計画の場面における子ども支援と同時に、子ども支援に関わる人々たちへの支援もちゃんと打ち出すというのがひとつ。

もうひとつは、【案2】では貧困問題をひとつの項目として上げる。虐待、いじめはずっと子どもたちの悩みであって、今はもうひとつ、貧困問題も、10年後20年後もたぶん解決していないだろうということで、入れておくということである。

○保谷部会員：

子どもの支援に関しては、直接的な支援も勿論必要だが、その背後にあるご家庭とか地域に対して支援をしていかないと、結局は行き詰ってしまう。いろいろな問題が子どもに直接関わっているだけではない気がする。だから、即効性のある、子どもに直接関わることも勿論大事だが、【案2】のような、子どもたちの環境を取り巻く地域・環境を整えていくことが、最終的には子どもを守ることにつながるのではないかなと思う。

○古川部会員：

【案2】では家庭への支援とある。【案1】だと子育て家庭への支援とあるが、子育て家庭へ支援すればいいのかといった場合に、そうではなくて、世代を特化しないで、家庭というものを大きく捉えて、そこを支援するというスタンスの方が、切れ目のない支援につながっていく可能性を示唆できるかなと思う。

○荒牧部会長：

「切れ目のない支援」というのもこの間のキーワードで、どこに入れるかはともかく、子どもから若者につないでいく、いわゆる子どもに関わる計画なんだけど、子どもから若者へというところにちゃんと展望を持った計画なり支援策でないと、18歳で切れてしまうのではうまくいかない状況があるので「切れ目のない支援」とか「切れ目のない」というのはどこかに入れることになるかなと思う。

○古川部会員：

実際、小学校・中学校とずっと見守ってきたのにもかかわらず、そのあと高校等で遠くの私学に行ってしまったりとすると、市内での見守りは難しくなっていく。そういうことで途切れたときに悲しいことが起きたことが実際にあったので、市内の中学を卒業してしまったら手が届かなくなるということにならないためにも、必要なかなと思う。

○保谷部会員：

すごく大切なことと思うが、先ほど言ったように、子どもは環境の中で育つので、地域の見守りだとか、地域が子どもたちにどう働きかけていくかというところを、行政としてしっかり保障しないと、行き詰まってしまうのではないかなと感じる。私のところは育成会の方たちが見守りをしてくれて、朝夕声をかけてくれている。でも高齢も進んで、思いがあってもなかなか立てなくなってきたりすると、次の世代が育っていくためには行政として支援が必要なのではないか。お願いしますだけではなくて、環境を整えるという意味では必要なのではないかな。

○荒牧部会長：

今のは重要な視点だ。地域コミュニティの中で育つようにしていく。これは子どもに

やさしいまちのひとつの基本的な考え方なので、親・家庭・教職員・学校というところに責任を全部持っていないように、それぞれがちゃんと役割を果たせるようにしていくという視点で、まち全体をどういうふうにしていくかという視点である。それは非常に重要だと思う。保谷部会員が言った部分について、おそらく規定はやや抽象的になると思う。その規定を受けて、計画の中で、ただ連携をしますとかいうようなことではなくて、どういうふうに次の人たちを育てるために何をするのかという方向性とか事業展開を、具体的にするとところになってくる。ただ、そういうことができる規定をちゃんと条例の中に入れることになっていく。

ほかには如何か。

規定がある程度でこぼこになっても全然かまわないので、できるだけ子どもたちのヒアリングとか、実態とか、皆さんが持っている声とかを踏まえて、ちゃんと規定をしていかないとならないのではないのかというものは、検討事項に是非出していきたい。

最終的に、条例の規定にするのか、計画のところに譲るのか等々については、行政と十分に協議しながら進めていきたいと思う。これは行政サイドにもこれから検討してもらわないといけないことなので、この素案を基に、大いに検討してほしい。

② 「相談・救済」について

○荒牧部会長：

では、相談・救済について、資料の説明をしてもらいたい。

（資料５－１、資料５－２について事務局から説明）

事務局：

世田谷区は、子どもたちがいろいろなところで悩みや相談したいことを抱えたときに、この権利救済機関へ相談して、一緒に考えたり、状況を調べたり、関係の機関に協力を依頼したり、「こういった改善をしていった方がいいですよ」という要請や意見表明をして、子どもたちの相談内容を解決していく機関になっている。

豊田市は、子どもたちが悩みや不安を抱えたときに、子どもに寄り添って相談を受け、そして子どもの立場に立って関係機関などへの調整を行ない、一緒に考えて解決に導いていくような機関になっている。

○荒牧部会長：

資料の例のような公的な第三者機関を持って相談・救済にあたっている自治体は30余りで、県レベルだと埼玉県、秋田県、長野県で、自治体レベルだと兵庫県川西市が一番はじめである。総合的な条例の中で、東京で参考になるのは世田谷区だろうということで、事務局に資料を作成してもらった。この相談・救済のところについて、質問とか、こういうふうに考えたかどうかというのがあれば出していきたい。

子どもの相談ができる場所はそれなりにあるが、こういう第三者機関で一番特徴的なのは、子どもからの直接の相談が他の相談機関より圧倒的に多いことと、この第三者機関は裁判官でも、警察官でも、弁護士でもない、あくまでも子どもの最善の利益を基本に置きながら、子どもにとって最もいい解決の方法を、子どもも何らかの形で関わるようにしながら解決をしていく機関として位置づけられていることである。ヨーロッパの方では、国レベルにあたり自治体レベルにあたりする。国レベルにあるときは、救済活動は基本的にはほとんど行なわず、子どもの声とか実態を把握しながら法律や制

度について提言をしている。日本のように基礎自治体がやる場合は、相談・救済をベースにして積み重ねながら、その背景にある制度等に改善が必要であれば、提言をすることが多い。どこも最初は学校関係者の理解が得られない場面があるが、今は、そういうものを作る段階で学校関係者や教育委員会といろいろな議論しながら、学校関係や教育委員会にとってもより有効な仕組みだということを説明しながらやっているのが多いようである。

相談救済機関についていかがか。

○古川部会員：

受ける人がフェアなんだけれども、背景が誰かわかっていると、子どもも少し相談しにくいとか、反対に、この人ならと相談しやすいとか、両面あると思う。聞取りの中でも、いつも野球とかサッカーとかを全然違うところで教えてくれる人がすごく話やすく、その人にいろいろなことを言うと、いろいろなことを教えてくれたり、よく聞いてくれたりと言っていた。だから、どこかに所属しているというよりも、この人なら安心できるという信頼関係ができていて、子どもたちが気持ちを出しやすいということはある。最初に機関なのか人なのかなんとも難しいところだが、両方あると思う。

○荒牧部会長：

子どもたちの相談は、顔が全く見えなくてちゃんと受け止めてくれるところがそれなりにある。もうひとつは、顔がちゃんと見えて、この人なら相談できるというものがある。公的な第三者機関は、基本的には顔を見せている。子どものいるところに直接行って、「こういうときに私たちがちゃんと相談を受けます」というふうに周知をしている部分が結構ある。だから、もしこういう機関を作るときには、誰がメンバーになるかはすごく重要である。

また、これを作ったあとで、子どもたち自身や子どもに関わる人たちに知ってもらうことも厄介である。十数年間ずっとやっているところの認知度も、福岡県宗像市が突出して認知度が90%を越えて高いが、ほかはそんな高くない。そういうなかで、困ったときとか何かのときにSOSを出してもいいんだ、この人たちが受け止めるんだというのを子どもたちに知ってもらうのも重要だし、ちゃんと受け止められるようにするのも重要になってくる。そのための手立てをどうするかというのは、計画等の中でさらに考えていくということになると思う。だから、学校とか、児童館とか、市のいろんな相談機関とどうやって連携をしていくかはすごく大きな問題である。

ただ、今のところ、こういう機関があることによって子どもたちからの相談が増えてたり、相談・救済の取組みをする中で子どもたちがエンパワーメントしている事例というのはたくさん出せると思う。

○古川部会員：

ヒヤリングでも、知っている相談場所は少なく、学校内のスクールカウンセラーとかそのあたりだけだった。

○荒牧部会長：

保谷部会員はいかがか。学校にはスクールカウンセラー制度もスクールソーシャルワーカーの制度もある。学校からすると、子どもたちが担任とか学校の先生たちに相談し

てくれるのが一番いいにもかかわらず、外に相談をして、外の人たちが子どもたちの声とか思いを聞いて動く。それが学校の問題であれば、学校の先生たちにもヒアリングをするかも知れない。学校は学校の解決の仕方をしてと思っている状況の中で、違う方向で動いてくるというのが、初期の頃に問題になった事例がある。

○保谷部会員

たぶんそうだろうと思う。

全く逆の発想で考えると、変な話、子どもと関わる大人への抑止力のような形になっていく可能性はあると思う。つまり、こういう相談・救済機関があるので下手なことはできないぞという抑止効果が出る。子どもに対して丁寧に助言したり、話をしたり、聴いたりっていうことになってくる。

ただ、それでも子どもなので、判断が正確かという問題がある。そういうときに救済相談をする方が、どのような人格を持った人間なのかがすごく問われる。何でもかんでも動いてしまうのはちょっと違うのかなと思う。大切なことは、救済機関も、そうだし、子どもを取り囲むひとつの環境がうまく連携していかないと、こっちが悪い、そっちが悪い、こっちを直せ、そっちを直せ、という話になるので、その部分をしっかりやっていかなければいけないと思う。

それから、相談の流れの図を見せていくのはとてもいいことだと感じる。よく啓発広報用カードで電話番号だけが書いてるが、自分の相談がどこにかかって、どうなっていくのか全く見えないので、すごく怖い。相談の流れがわかって、いろんなケースがあって最終的にはこうなるというのが子どもたちに示せると、子どもは安心するだろうと思う。更に言うなら、例えば学校のカウンセラーの場合、最初子どもたちは寄り付かないが、半年とか1年とかすると子どもはカウンセラーのところに行く。相談救済機関の方たちが、顔の見える形でここへ関わっていただけたら、子どもはずっと相談に行くんじゃないかという気はする。

○荒牧部会長：

今の最後の部分は、相談救済機関を作っているところは相当意識していて、学校とか子どもの居場所のところに出張したりとかというのはしょっちゅうやっている。少なくとも私が知っている限り、相談員、擁護委員になっている人たちで、保谷部会員が心配しているような状況は、基本的にはない。専門性というのはまさしくその部分になる。弁護士の資格を持っているとか臨床心理士の資格を持っているから委員にするのではない。そこで問われている専門性は何かというのを、その人たちもずっと検討しているし、我々も単に資格が専門性ではないというのはずっと言っている。話せばいいというものではなくて、子どもたちを受け止めて、子どもの最善の利益を確保できるようにしていく。子どもが成長する環境を作り直さないといけない、そういうものを作れるような専門性だというのは強調しているので、ちゃんとやっているところはそういう形でやれている。世田谷区の場合は弁護士と福祉関係と教育関係、松本市は弁護士と医学部の先生と教育関係者、豊田市は弁護士と教育関係者と臨床心理士で、お互いにそれぞれの視点をわせながら、子どもにとって最もいい解決が何かというのを協議したり事例検討をしているというのが、うまくいっているところの特徴である。うまくいっていないところは形だけで、実際にそういうところもある。

まだ新しい制度なのでお互いに作っていかないとはいけないし、こういう制度が必要

で、こういう制度は独立してやっていくということの担保は市民・子どもたちが握っている。先ほど出した事例のところでも、最後は学校の校長とか教職員が、間に入ってどうにかしてくれないか、と相談するようになっていくところもある。問題の当事者になると、子どものことがきっかけだったのにいつの間にか子ども抜きになっていく部分があるが、相談救済機関は、最終的に子どもにとってどうかという部分で動くので、子どもの思いとか願いを基本においてやっていくのが制度のひとつの特徴になっている。

○保谷部会員：

先ほど荒牧部会長が言われたような形だけの会議というのはやっぱりあるわけで、世の中的にはどちらかというとそちらの方が多いような気がする。本当に子どもの権利を考えてケース会議を開けるような方たちが集まっていれば、それが一番いいと思う。

○古川部会員：

人というのは本当に重要である。西東京市でもいろいろなケース会議に出たが、家族の意識がかなり低い中、子どもを守るために皆で知恵を出して、それぞれ自分たちがやれることはないかと話し合う場面がある。そんなふうにチームを組んでやっていけるなら、とても素晴らしいと思う。

○荒牧部会長：

いずれにしても、連携とか含めて制度をどうやって動かすかが重要になってくるとおもう。これはずっと議論していきたいと思うので、ご意見等があったら疑問も含めて出していきたい。

③ 「居場所づくり」について

○荒牧部会長：

居場所づくりについても、西東京市の居場所づくりがどういうふうになっているか聞いた上で検討していきたい。

（事務局から資料5について説明）

事務局：

西東京市では子どもの居場所づくりについて、ワイワイプランに位置づけていて施策を実施している。子どもたちが自分らしくすごすことができるような施設ということで、資料に表立てて記載した。

このほかにも子どもたちに関わる施設はたくさんあって、そこも居場所になっているところもある。今回ヒアリングをした各活動等も、子どもにとっての居場所になっているのかなと思う。

○荒牧部会長：

ここ数年西東京市が力を入れている居場所づくりというのはどのあたりか。

○事務局：

児童館・児童センターは子どもが自由に来館して遊べる居場所になっている。特化館としてひばりが丘児童センターや下保谷児童館があり、夜間開館して中高生の居場所に

もなっている。乳幼児・小学生・中高生それぞれの楽しみ方ができるイベントや行事も実施していて、設備も整っている。

○荒牧部会長：

ワイワイプランの居場所づくりの取組みについて、それぞれの居場所でどこまでやっているかというのは審議会の方で検討したのか。

つまり、自分らしくすごすことができるよう、利用する子どもたちの意見を取り入れながら居場所づくりを推進していくとか、異年齢の、多様な年代の子どもたちや云々と言うくだりがあるが、そういう方向でそれぞれのところの居場所づくりが進められているというふうに見ているのか。

○古川部会員：

見学に行って職員の方と話をさせてもらったり、子どもたちが活動する様子を見たりして、見学後に気がついたことに関してもフィードバックさせていただいて、生かされていると思っている。毎年やっているわけではないので、そのあたりは課題が残るところではあるが、実際にそういう活動はしている。

○荒牧部会長：

何かご意見、質問はあるか。

○保谷部会員：

この中で、放課後子供教室というのが、ちょっと問題があると考えている。総論賛成で、各小学校18校の中にそれぞれ子どもたちの居場所を作るという考え方はとてもいいことだと私も思うが、問題なのは誰がやるかということだ。今は施設開放委員会に丸投げされている。時給1,000くらいで人は雇えると思うが、じゃあその人は誰が配置してもらえるのかというと、学校単位の保護者をお願いしてください、という話になる。ところが、今保護者の方たちはそんなに暇じゃない。土曜日・日曜日の学校校庭開放は何とか皆で協力しながら配分しているが、例えば平44時以降の英語教室を月・水・金やりましょうとか、算数教室で補習をやりましょうとかいううち、そこに人がつくことはすごく難しい。先ほど8校実施していると言っていたが、市内それがうまくいっている学校がで8校あるということだと思う。それはある一部の大変熱心な方が、昔からのいわゆるコーディネーター役のような形の方がいるんだと思う、あとの10校に関しては、どのように居場所を作っていったらいいのか、とても大きな問題である。学校も、PTAとの関係があるので、Pができなければ学校がそこへ出るのかという話になってくる。私は市にお願いしたいが、制度を作ったらそこに人を配置する保障をしてほしい。それがないと動いていかない。そのへんを丸投げしないでほしいという思いがある。

○荒牧部会長：

非常に重要な部分だ。基本的には計画に基づいて事業展開をしていて、予算と人をつけている状況で、その実態がどうなっているかという部分をちゃんと検証できるようにしていかないとならないということになると思う。

○林部会員：

居場所については、子どもたちの意見がちゃんと入れられればいいと思っている。

先ほど相談救済のところでは思ったのは、条例の項目に意見表明というのは入ると思うが、子どもたちが意見を言ってそれが聞き入れられなかったときに、そのことを相談救済機関で救済できるのかということである。今までそういう事例があるのかどうか。

○荒牧部会長：

自分の意見が聞き入れられなかったとき、ということか。

○林部会員：

または、何人かグループで言ったけれども、運営者側にそれはダメだと言われて、それでも自分たちはそれをやりたいというときに、権利救済機関に相談ができるのか。

○荒牧部会長：

それは当然できる。

○林部会員：

でも、目黒区や世田谷区の資料を見ても「悩んだときに」という書き方で、意見表明の権利救済機関ではないという受け止め方になるなと思った。だからこそ、権利救済という場合に、もう少しうまく、意見表明とか参加の部分の権利救済でもあってほしいと感じた。

○荒牧部会長：

もちろん、悩んでいる・困っているという中に入る。

○林部会員：

ただ、資料を見ても「辛い・悲しい気持ちになったら」という、個人的な思いだけしか書いていないので、そういう子しか相談権利救済の対象にならないのかなと思った。

○荒牧部会長：

それは対象になる。

○林部会員：

そうであれば、西東京市作るものはもっと、意見表明・参加の部分を含めて、それも後押しするのが権利救済機関なんだというところが出てくると、居場所とかも含めてより施策が進むのではないかなと思った。

○荒牧部会長：

ちょっと時間が来てしまったが、居場所づくりについても、条例の項目の中に入れて更に取り組む方向で検討するというところでよろしいか。

(異議なし)

(3) 今後のスケジュールについて

○荒牧部会長：

では、最後に今後のスケジュールの問題について事務局から願います。

(資料7について事務局から説明)

○荒牧部会長：

結構タイトだと思うがこのようなスケジュールでよろしいか。次回は2月16日午前10時からということで決まっています、あとについてはまた事務局のほうから問合せがあるということで、スケジュールについてはよろしいか。

(異議なし)

閉会